

# 請書

令和 7年 5月 21日

横浜市交通事業管理者  
契約番号 2553020054

所 在 地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦 印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件 名 013-04 工具セット (KTC) 5個ほか 同等品可

契 約 区 分  確定契約  概算契約 (概算数量契約)

契 約 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	9	6	0	0	0

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	3	6	0	0	0	0

免税業者

内訳 (品名:品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式	360,000	360,000
合 計			360,000

納入場所 (履行場所) 交通局滝頭営業所

納入期限 (履行期限) 令和 7年 5月 21日 から 令和 7年 8月 31日 まで

前 金 払  しない  する

部 分 払  しない  する

部 分 払 の 基 準  設計書のとおり

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契 約 約 款 の 適 用  物品供給契約約款  物品製造(印刷製本)請負契約約款  
 委託契約約款  修繕請負契約約款  
 貸貸借契約約款  設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。